

発行:日本乗員組合連絡会議

ALPA Japan

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

E-mail:office30@alpajapan.org

www.alpajapan.org

Date 2010.10.14

No. 34 – 20

日本航空一部運航乗務員に対する 10 月度スケジュールアサインについて

法的問題点の確認

Legal 委員会ニュース(その1)

日本航空は運航乗務員約 330 名(55 歳以上の機長ならびに 45 歳以上の副操縦士、 その他)に対し、2 日間の面談と 10 日間の休日、それ以外は全てブランクデイという 異常なスケジュールを9月25日に配布しました。

(これら対象者は9月27日「現時点での会社としての整理解雇基準(案)」とほぼ一致しています。) 現在、日本航空では希望退職処置の第2次募集が、10月22日締め切りに向けて行な われています。

注)ブランクデイ:日本航空は勤務内容を指示しない勤務日としています。始業・終業時刻の指示もありません。

<日乗連顧問弁護士コメント>

乗員に対して乗務から外すという措置は、一般の職種であれば、「自宅待機命令」や、 隔離部屋に配置して仕事を与えないといった措置に相当します。これらは、希望退職 に応じなければ解雇されるというメッセージを暗に示す意味を持ち、強要の手段として 機能しています。まして、面談において直属の上司から雇用に関わる説明を受けると 言う事態は、受け手にとって端的に解雇の予告というべきであり、違法な退職強要に 当たる疑いが濃厚です。

また、こうした措置そのものが、労働者に対する人格権(民法 710 条)の侵害でも あるでしょう。さらに、1ヶ月ものブランクは、技量や資格の維持にも影響が避けられ ません。技量を維持し、資格を保持するための日常業務、訓練や審査を受ける機会の 確保は、労働者の権利であり、使用者の義務でもあります。使用者がこれらについて 合理的理由なく差別的な取り扱いをすることは許されません。

こうした手段は、強迫による意思表示(民法 96 条)として取り消され、あるいは公序 良俗に反する合意(民法90条)として無効とされるべきでしょう。また、そのような 手段による退職の要求は、上記のとおり人格権を侵害するものとして不法行為を構成 します(民法 709 条、710 条)。

現状は、該当者約 330 名に対し希望退職という名目で、任意合意をせまっている状態 ともいえます。これらは退職強要行為であり、人事権の濫用(民法 1 条 3 項)と人格権 の侵害であると言えます。

「日乗連はこうした不当な措置を許さないための活動に取り組んでいきます。」 (※裏面に関連民法条文を紹介)

(※参考資料/関連民法条文)

民法

第1条(基本原則)

- 1. 私権は、公共の福祉に適合しなければならない。
- 2. 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3. 権利の濫用は、これを許さない。

第90条(公序良俗)

公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第96条(詐欺又は強迫)

1. 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

第709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、 これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第710条(財産以外の損害の賠償)

他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。